

◎ 農地法第3条許可の流れ ◎

藤里町農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

藤里町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

掲載

申請者の方の流れ

1 申請についての相談	※農業委員会事務局（役場第二庁舎）までお越しいただくか、お電話をお願いいたします（TEL0185-79-2114）
2 申請書の記入	※申請内容に応じて申請書（農業委員会事務局にあります）をご記入いただきます。 ※記入にあたっては、別添記入例（別紙1）をご参照ください。
3 必要書類の入手	※別添の必要書類一覧表（別紙2）をご参照ください。 なお、申請内容によって、必要な書類が異なりますので、農業委員会にお問い合わせください。
4 申請書提出前の再確認	※記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になる場合もあります。 提出前にもう一度確認をお願いします。
5 申請書の提出・受付	※ご足労ですが、農業委員会事務局までお越しく下さい。 ※「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の交付までの流れを御確認ください。

農業委員会等の流れ

1 申請書の提出・受付	※毎月末日までの受付分を翌月の農業委員会総会において審査します。
2 申請内容の審査	※申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じ申請者の方に確認いたします。 ※現地調査を行います。
3 農業委員会総会	※農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。
4 都道府県知事による審査	※藤里町外にお住みの方が藤里町内の農地を買ったり借りたりする場合には、都道府県知事による審査が行われます。
5 許可書の交付	※ご足労ですが、農業委員会事務局までお越しく下さい。（認印をご持参ください）

1 農地法第3条の規定による許可申請書様式及び記入方法

(様式第1号)

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

藤里町農業委員会会長 様
(秋田県知事)

〈譲渡人〉※売人、貸す人について記入します。

〈譲受人〉※買う人、借りる人について記入します。

住所

住所

氏名

氏名

印

印

※印は認印でもかまいません

次の農地（採草放牧地）について

{	所有権	}	を	{	設定（期間〇〇年）	}
	賃借権				移転	
	使用貸借による権利					
	その他使用収益権（ ）					

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付けてください。)

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人(貸人)	※売人、貸す人について記入します。			
譲受人(借人)	※買う人、借りる人について記入します。			

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書・図面を添付してください)

所在・地番	地目		面積 (㎡)	10a 当たり 普通 収穫高 (kg)	対価、賃料等の 額 (円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又は住所 〔源所有者が登記 簿と異なる場合〕	所有権以外の使用収益 権が設定されて いる 場合		区 域 (該当に○)		
	登記簿	現況					権利の 種類 内容	権利者の 氏名又は 名称	農用地区域	市街化区域	その他
					[]	[]					
					[]	[]					
					[]	[]					
					[]	[]					
合計			㎡ (内訳：田		㎡・畑		㎡・採草放牧地		㎡)		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 ※どのような契約を結び、農地をいつからつかうかなどについて記入します。

(1) 権利の設定・移転の時期	年 月 日	(3) 契約期間	自 年 月 日 至 年 月 日
(2) 売買価格又は賃貸借料金	当たり 円	(4) 事業概要 (水田裏作の場合)	

4 申請事由の詳細 (該当する番号に○を付けてください。)

譲渡人(貸人)の理由				譲受人(借人)の理由	
1	自作地相互の交換	13	同一世帯	後継者へ一括	1 自作地相互の交換
2	参加農業生産法人への出資	14	での生前	後継者へ部分	2 経営規模の拡大
3	経営移譲年金受給のため	15	贈 与	新しく分家させるため	3 受増(経営系承人等)
4	農業廃止	16		その他の世帯員へ	4 その他 ()
5	兼業のため経営縮小	17	既に分家している者への贈与		
6	高齢化による経営縮小	18	相手方の要望		
7	病気等で労力不足	19	農業協同組合が信託財産を処分		
8	耕作不便又は低生産のため	20	農地保有合理化法人が信託財産を処分		
9	資金が 必要な ため			営農資金	
10		21	その他 ()		
11				農業経営上の負債整理	
12				結婚・分家・相続等	
				生活・住宅新改築等資金	

5 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)は必ず本人が自署することとし、自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、市名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。また、農業生産法人以外の法人の場合、主たる業務の内容について、5「その他参考となるべき事項」に記載してください。ただし、その法人が市町村、農業協同組合、及び農地保有合理化法人にあっては、主たる業務の内容は記載する必要はありません。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 「農地法第3条の規定による許可申請書」(別添)も提出してください。また、権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合には、「農業生産法人としての事業等の状況」(別紙)も提出してください。
- 5 農業協同組合に経営を委託するに当たっての権利の設定、移転が使用貸借契約に基づくものである場合には「使用貸借による権利」とし、無名契約に基づく場合には「その他使用収益権(経営の委託)」と記載すること。
- 6 3「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。
- 7 不要な文字は抹消してください。
- 8 各欄が不足するときは、適宜別紙に記載し、添付してください。
- 9 空欄は残さないものとし、該当がない場合は「以下余白」又は斜線を記入してください。

農地法第3条の規定による許可申請書

I 一般申請記載事項

〈農地法第3条第2項第1号関係〉

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権を有する農地及び採草放牧地の利用状況

※「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族を言います。

所有地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
	自作地	※買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入します。				
	貸付地	※買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、人に貸していてその人がきちんと耕作している農地について記入します。				
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	※買う・借りる人やその家族が所有している農地(人に貸している農地も含みます。)のうち、耕作されていない農地について記入します。				

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
	自作地	※買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入します。				
	貸付地	※買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、人に貸していてその人がきちんと耕作している農地について記入します。				
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	※買う・借りる人やその家族が所有している農地(人に貸している農地も含みます。)のうち、耕作されていない農地について記入します。				

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。

※ 家族の死亡により農地を一時的に貸している場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付け面積

	田			畑			樹園地			採放草地	
	田	畑	樹園地	田	畑	樹園地	田	畑	樹園地	採	放
作付(予定)作物											
権利取得後の面積(m ²)			()	()							

※二毛作等を行う場合は、主な作付物以外の作物の面積についてはかっこ書きで記入します。

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類				
	種類				
確保しているもの	所有				
	リース				
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有				
	リース				

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられるものが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況、農作業歴〇〇年、農業技術修学歴〇〇年、その他()

※買う人、借りる人について記入します。

②世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人) ※家族等について記入します。	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経円の状況:)
③臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経円の状況:)

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所から権利を設定又は転換しようとする土地までの平均距離又は時間。

〈農地法第3条第2項第2号関係〉(権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記入してください。)

2 その法人の構成員等の状況(別紙に記載し、添付してください。)

〈農地法第3条第2項第3号関係〉

3 信託契約の内容(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

〈農地法第3条第2項第4号関係〉(権利を取得する者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

(2) 年齢

(3) 主たる職業

(4) 権利取得者との関係

(5) その者の農作業への従事状況(実績又は見込を「← →」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する機関												

(「農作業に常時従事する機関」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

〈農地法第3条第2項第5号関係〉

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = (m²)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (m²)

※許可が下りた場合の経営面積を記入します。

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例)以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであること。
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

〈農地法第3条第2項第6号関係〉

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は賃入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸付しようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸しつけようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸付しようとする場合である。
(表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝)
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

〈農地法第3条第2項第7号関係〉

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

--

必要書類一覧

農地法第3条許可の申請に必要な書類の一覧です。

申請内容によって必要な書類も異なりますので、詳しくは農業委員会におたずねください。

番号	必要書類	備考
1	許可申請書	
2	権利を取得しようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書	全部事項証明書に限ります。
3	定款又は寄付行為の写し	権利を取得しようとする者が 法人の場合のみ添付 。
4	組合員名簿又は株主名簿の写し	権利を取得する者が 農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付 。
5	農業生産法人の構成員が「農事法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面（農林水産大臣の承認通知の写など）及びその構成員の株主名簿の写し。	権利を取得しようとする者が 農業生産法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付 。
6	構成員が農地法第2条第3項第2号に掲げる者（農業関係者以外で、農業生産法人の構成員となることが認められる者）であることを証明する書面（法人が生産した農作物の購入についての契約書の写しなど。）	権利を取得しようとする者が 農業生産法人で、農業関係者以外のものを構成員とする場合のみ添付 。
	農地法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる者（農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者）であることを証明する書面（農林水産大臣の認定通知の写しなど）	上記の構成員に 農業法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合のみ添付 。
7	議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半数を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面。	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。
8	基本財産の総額の過半数を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面。	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。
9	農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し。	農地法第3条第3項の規定（解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば農業生産法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定）の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。
10	景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する警官整備機構である場合のみ添付
11	申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面（競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。）	権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付。
12	その他参考となるべき書類	許可の判断をするにあたって、必要不可欠と許可権者が判断した書類を求めることがあります。 (参考書類の例) 位置図・耕作証明書・住民票・戸籍謄本など